

立山町新婚世帯新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、子育て支援の充実による少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) リフォーム 所有権のある住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、所有権移転登記完了前後3か月以内に締結した契約に基づき、住宅の全部又は一部の修繕、補修若しくは更新(取替え)等を行うこと又は住宅の増築を行うこと。
- (3) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下、この条において「対象期間」という。)に、婚姻を機に町内で新たに物件を新築・購入、リフォーム又は賃借する契約に関する費用のうち、物件の新築・購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第3号の住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。)をいう。
- (4) 引越費用 対象期間に、婚姻を機に町内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 立山町内に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をしていること。

- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 新婚世帯の所得(直近の所得証明書による所得をいう。以下同じ。)を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した新婚世帯の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額とする。
- (4) 新婚世帯の夫婦いずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、前年度に交付を受けた補助金の額が第5条第1項に規定する補助金の上限額に満たない場合には、その限りではない。
- (5) 立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成19年立山町条例第2号)第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、住居費及び引越費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 車庫、カーポート、物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 敷地造成
- (4) 移動や取り外しが可能な家具の購入及び設置並びに家電製品の購入
- (5) 電話及びインターネット等の配線工事
- (6) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (7) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- (8) リフォームを伴わない解体工事
- (9) 補助対象経費について、町の他の補助金等の交付を受けたもの
- (10) その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までに要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費と引越費用を合算した額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である場合には、60万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第4号ただし書に該当する場合には、第1項に規定する補助金の上限額から前年度の補助金の額を差し引いて得た額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し(住宅を新築又はリフォームした場合)
- (5) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住宅を購入した場合)
- (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住宅を賃借した場合)
- (7) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (8) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの(貸与型奨学金の返済を行った場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅手当が支給されている場合)
- (10) 前年度の本補助金の受給額が分かるもの(前年度に本補助金を受給した場合)
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(継続の交付申請)

第7条 前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第3条第4号ただし書に該当する場合は、第5条第3項に規定する補助金の額を上限として、1回に限り継続して交付申請することができる。

2 前項の申請は、前条の規定を準用する。ただし、同条第1号及び第3号に掲げる書類の提出は省略することができる。

(交付申請の変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該事業の内容を変更する場合は、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金

変更承認申請書(様式第4号)に前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更を承認したときは、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定による返還請求は、立山町新婚世帯新生活支援事業補助金返還請求書(様式第7号)により行うものとする。

- 3 第1項の規定による返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。